

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)
(當日は、休日も含む)

鳥取県告示第三百五十四号

昭和二十五年八月鳥取県告示第四百三十一号(鳥取県水産食品衛生条例
第三条及び第十三条の規定により登録を要する営業及び登録手続その他の
様式について)は、廃止する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第三百五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
より次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政
令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

告 示

◇告 示 次

昭和二十五年八月鳥取県告示第四百三十一号の廃止

健康保険法による保険医療機関の指定

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

国民健康保険法第三十七条第三項の規定により申出の受
理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十七条第一項の規定による申出の受
理
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる申出の受理

土地の公用の廢止

土地区画整理事業の施行認可

名 称 所 在 地 診 療 科 名 開 設 者 氏 名 指 定 年 月 日 採 用 点 数 表

中村歯科医院

米子市加茂町二丁目

歯科

中村 守正

安梅 正威

鳥取生協病院附属
第四事業所診療所

鳥取市吉方二一八

内科、外科

鳥取労働者医療生活協同組合

組合長山崎季治

"

二十六日 "

一日 乙表点数表

鳥取県告示第三百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

指定年月日

名 称

所 在

地 開 設 者

昭和四十年九日

木下医院

米子市角盤町二丁目四五番地

木下 干城

六月 二十一日

周防内科医院

上後藤字外浜道東三二
四番地

周防 俊成

鳥取県告示第三百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

辞 退 年 月 日

指定医療機関の名称 所 在

地

昭和四十年四月二十日

木下 医院

米子市角盤町二丁目四五番地

鳥取県告示第三百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

療養取扱機関名

所 在

地

申出の受理年月日

ノヅ医院

岩美郡国府町宮の下

昭和四十年四月十日

浜村診療所

氣高郡氣高町勝見

五月八日

柴田皮膚科医院

鳥取市二階町一丁目一五番地

"

一日

近藤医院

森脇耳鼻いんこ

倉吉市越殿町一、四五〇番地の三

"

三月三十日

う科

米子市西福原一、一三一一番地の一

"

五月八日

鳥取県告示第三百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出

の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

療養取扱機関名 所 在 地

米子市道笑町二丁目一〇一番地 昭和四十年三月十日

鳥取市田島字二久保田一六五ノ一番地先 農道敷 三坪三合六匁

鳥取県告示第三百六十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

法第三十七条第一項による申

出都道府県名 申出の受理年月日

療養取扱機関名 所 在 地

米子市夜見町二、五三
○番地の三 全 国

昭和四十年五月四日
十四日

渡辺医院
森脳耳鼻いん
こう科

岩本診療所

西伯郡名和町大字御来屋 全 国

〃 一日

鳥取県告示第三百六十一号

次の土地は、昭和四十年六月二十四日から公用を廃止した。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第三百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条の規定に基づき、鳥取市浜坂団地土地地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二項の規定により次のように告示する。

昭和四十年七月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 土地区画整理事業の名称

鳥取市浜坂団地土地地区画整理事業

二 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂

三 事務所の所在地

鳥取市江崎町一一番地

四 施行認可の年月日

昭和四十年七月一日

五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地

財團法人 鳥取県住宅公社 鳥取市江崎町一一番地

六 事業年度

昭和三十九年度及び昭和四十年度

七 公告の方法

鳥取市江崎町一一番地 財團法人 鳥取県住宅公社前に掲示する。